

建築設計業務委託成績評定基準

(趣旨)

第1 この基準は、建築設計及び工事監理業務の成績評定要領（以下「要領」という。）第5条に基づき、建築工事及び建築設備工事（以下「建築工事等」という。）に関する設計業務委託の成績評定（以下「評定」という。）の標準的な方法について必要な事項を定めるものである。

(評定の方法)

第2 評定は、設計業務の発注者が、設計業務ごとに当該業務の受注者についてその履行過程及び成果に関する評価項目について行った評価から評定点を算定することにより行うものとする。

2 評定者は、評定を行おうとする業務（以下「対象業務」という。）について、評定表により評定を行うものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。

(評価項目)

第3 評価項目は、すべての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目（以下「基礎項目」という。）及び創意工夫に関する評価項目（以下「創意工夫項目」という。）とし、その内容及び配点は表-1のとおりとする。

(評定点の種別)

第4 評定点の種別は、業務評定点（総合点及び基礎点）及び管理技術者評定点とし、各評定点の内容は以下による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の評定を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数となる。

(1) 総合点：基礎項目及び創意工夫項目の採点結果から求められる評定点

(2) 基礎点：基礎項目の採点結果から求められる評定点

(3) 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する採点結果から求められる評定点
なお、創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかを満たす業務とし、創意工夫の余地の小さい業務は、当該業務以外の業務とする。

ア 一級建築士でなければできない設計、若しくは一級建築士又は二級建築士でなければできない設計（設計の一部のみを発注する場合及び簡易な建築物に係る設計（佐賀県建築設計・工事監理委託料算定基準の運用9.における設計の種類が3又は4に該当する場合）を除く。）

イ 設計競技方式、プロポーザル方式又は書類審査方式にて特定された業務

ウ 上記ア又はイ以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力若しくは応用力を必要とする業務

(検査員及び監督員の採点)

第5 検査員及び監督員の採点は、次によるものとする。

(1) 検査員は、採点表の検査員用により採点を行う。

(2) 総括監督員は、採点表の主任（総括）監督員用により採点を行う。

- (3) 主任監督員は、採点表の主任（総括）監督員用あるいは一般（主任）監督員用により採点を行う。
- (4) 一般監督員は、採点表の一般（主任）監督員用により採点を行う。

（評定点の算出）

第6 評定点の算出は、採点を行った検査員及び監督員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき行う。

- (1) 採点は、評価の視点ごとに0点を標準とし、当該評価の視点に係る業務の状況に応じ、標準より優れていた場合は0から配点を最大とする数値を加え、標準より劣っていた場合は0から配点を最大とする数値を減じることにより行う。
- (2) 各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。
- (3) 評定点の算出方法は、次に掲げるところによる。

ア 基礎点

評価項目のうち、基礎項目に係る採点者全員の採点結果の合計値（最大35点）を、65点（標準点）に加算して算出する。

イ 総合点

評価項目のうち、基礎項目及び創意工夫項目に係る採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。ただし、創意工夫の小さい業務については創意工夫項目を算入しない。

ウ 管理技術者評定点

管理技術者に係る評価項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。

- (4) 評定点は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数とする。

（業務履行中又は完了時に生じた事由による減点）

第7 対象業務の履行中に受注者に起因する事故等が発生し、当該業務に関し指名停止等の措置がとられた場合は、当該業務の総合点に対して、表-2により15点まで減点することができる。

また、業務の完了の通知があった時点で、プロポーザル方式における技術提案の内容のうち契約図書に反映された技術提案の内容が、受注者の責めにより実施されない場合は、当該業務の総合点に対して、3点を減点するものとする。この場合において、第8に該当するときはこの減点のほかに第8を適用することができる。

（業務完了後に生じた事由による減点）

第8 対象業務の成果品に、当該業務の受注者に起因する重大な誤謬・欠陥が存在し、契約書の契約不適合責任に係る条項等に記された手続きに従い、履行の追完、代金の減額又は損害賠償が実施された場合は、当該業務の総合点に対して、表-3により20点まで遡って減点することができる。

（評定の修正）

第9 要領第9条に定める評定を修正する必要があると認められる場合とは、次の場合とする。

- (1) 第8の減点を行った場合
- (2) 工事施工中又は工事完了後に生じた事由などにより、佐賀県県土整備部成績評定評価委員会の審議を経て収支等命令者が評定の修正を行う必要があると判断した場合

附則

(施行期日)

この基準は、平成23年7月21日から施行する。

(適用)

この基準は、平成23年4月1日以降に契約した業務委託のうち、施行期日以降に完了した全ての業務委託に適用する。

附則 この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附則 この基準は、令和5年4月1日から適用する。

表－１ 評価項目の内容及び配点

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	一般監督員	主任監督員	検査員	配点
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制・自主管理	0.7	0.3	-	1
		管理技術者の能力 (業務全体に関する評価)	業務の全体把握	0.35	0.6	-	0.5
			工程管理(全体)	0.35		-	0.5
			取組姿勢、責任感の強さ	0.35		-	0.5
			説明力(プレゼンテーション力)、協調性	0.35		-	0.5
		主任担当技術者の能力 (担当分野に関する評価)	他分野との調整	0.35	0.6	-	0.5
			工程管理	0.35		-	0.5
			取組姿勢、責任感の強さ	0.35		-	0.5
			説明力(プレゼンテーション力)、協調性	0.35		-	0.5
		業務の実施状況	業務履行中の説明資料(途中成果物)に関する評価	記載の程度	1.4	1.2	-
	途中成果物の内容			1.4	-		2
	調整及び説明、対応の迅速性		打合わせ内容の理解、記録	0.7	0.6	-	1
			指示、協議事項への対応	0.7		-	1
	与条件の理解、業務への反映(設計提案)		与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.05	1.2	-	1.5
			仕様書・基準類の理解	1.05		-	1.5
		施工に関する一般的な知識	0.7	-		1	
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	2.8	1.2	4	8
			成果物の内容	2.8	1.2	4	8
			資料等の整理、指示・協議事項への対応	-	-	4	4
	合計				16.1	6.9	12

創意工夫項目	業務の実施状況	調整及び説明、対応の迅速性	設計提案等の説明(プレゼンテーション力)	1	-	-	1
		提案力、業務執行技術力	創意工夫、積極的な提案	1.5	-	-	1.5
			専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	-	-	1.5
	業務目的の達成度	課題への対応	物理的条件、社会的条件への対応	1.4	-	2	4
			要望、コストへの対応	1.4	1.2	2	4
	合計				6.8	1.2	4

表－２ 指名停止等の措置がとられた場合等の減点基準

区分	文書注意	指名停止 1か月まで	指名停止が 1か月を超える
減点	5点	10点	15点

表－３ 履行の追完、代金の減額又は損害賠償が実施された場合等の減点基準

区分	履行の追完、代金の減額 又は損害賠償の実施	故意又は重過失による、履行の追完、代金 の減額又は損害賠償の実施
減点	10点	20点